

## タクシーの営業区域外旅客運送について

## 1. 営業区域外旅客運送の必要性について

令和2年度、新城交通有限会社が新城市内でのタクシー事業撤退を受け、豊鉄タクシー(株)が新城地区(旧新城市)にタクシーの営業所を新設することとなったが、営業区域が東三河南部交通圏(豊橋市、豊川市、田原市、蒲郡市、旧新城市)に限られるため、新城市全域をカバーできるタクシー事業者はカネタタクシー(有)の1両しかない状態である。

市としては、豊鉄バス路線の空白を埋めるようにSバスの運行をしているものの、面的な運行や日曜・夜の運行だけでなく、福祉や観光の面からもタクシー需要が見込まれることから、タクシーが空白とならないよう対策を講じる必要がある。

こうしたことから、令和3年4月1日より豊鉄タクシー(株)、東栄タクシー(有)の営業区域外旅客運送について協議・承認を経て、道路運送法第20条第2号に基づく認定を受けたが、令和5年3月末をもって認定の期限となることから引き続き認定を受けられるよう協議を行うものである。

## 道路運送法第20条

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 2 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であって、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

## 2. 営業区域外運送の実績

## ■一般タクシーの輸送実績

|           |                     |        |     |           |
|-----------|---------------------|--------|-----|-----------|
| 豊鉄タクシー(株) |                     | 10月    | 11月 | 平均        |
|           | R3                  | 34件    | 30件 | 32.0件     |
|           | R4                  | 19件    | 34件 | 26.5件     |
|           | 営業区域外運送の見込み 年間約350件 |        |     |           |
| 東栄タクシー(有) |                     | R3(年間) |     | R4(4~11月) |
|           | 鳳来地区内               | 16件    |     | 22件       |
|           | 鳳来地区~新城             | 5件     |     | 7件        |
|           | 鳳来地区~その他            | 9件     |     | 4件        |

■ 高齢者福祉タクシー料金助成実績（健康福祉部高齢者支援課）

|                          | R2 年度<br>R2. 4～R3. 3 | R3 年度<br>R3. 4～R4. 3 | R4 年度<br>R4. 4～R4. 11 |
|--------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 高齢者福祉タクシー料金助成<br>新城交通(有) | 3,733 件              | -                    | -                     |
| 豊鉄タクシー(株)                | -                    | 4,364 件              | 3,225 件               |
| 東栄タクシー(有)                | -                    | 8 件                  | 2 件                   |

■ 観光分野の潜在的需要

|                    | R2 年度<br>R2. 4～R3. 3 | R3 年度<br>R3. 4～R4. 3 | R4 年度<br>R4. 4～R4. 9 |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 宿泊者数（新城地区以外）       | 44,401 人             | 44,402 人             | 22,920 人             |
| 観光入込み客数<br>（主要な資源） | 2,313,246 人          | 2,492,362 人          | 1,193,535 人          |
| 愛知県民の森             | 327,459 人            | 293,311 人            | 122,907 人            |
| 東海自然歩道             | 173,152 人            | 116,363 人            | 34,933 人             |
| 鳳来寺山               | 291,914 人            | 196,661 人            | 12,498 人             |
| 鳳来ゆ～ゆ～ありいな         | 78,653 人             | 65,009 人             | 45,025 人             |

3. 営業区域外旅客運送の対象となる地域

鳳来地区、作手地区（別紙のとおり）

4. 営業区域外旅客運送を行う区域

豊鉄タクシー株式会社（7 両） 鳳来地区、作手地区

東栄タクシー有限公司（4 両） 鳳来地区

【参考】

カネタタクシー有限公司（1 両） 新城地区、鳳来地区、作手地区内を運行

5. 営業区域外旅客運送を行う期間

令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間